

令和6年度綾部市立何北中学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

綾部市立何北中学校では、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、綾部市・家庭その他の関係者との連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、綾部市立何北中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

2 いじめへの理解

(1) いじめとは

いじめ防止対策推進法 第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2～4 （略）

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(2) いじめに見られる集団構造の理解

いじめは「いじめられている者（被害者）」と「いじている者（加害者）」だけでなく、「はやし立てたり面白がったりする周りの者（観衆）」や、「見て見ぬふりをしたりおびえている周りの者（傍観者）」が存在する四層構造になっている場合が多く見られ、周りにいる「傍観者」や「観衆」が是認・黙認していると、いじめがエスカレートしていく。

3 いじめ防止等のための基本的な方針

「いじめの防止等のための基本的な方針（国）」の平成29年3月改定のポイントから

- ① けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。
- ② 学校評価において、取組状況（アンケート、面談、研修状況等）を評価項目に位置付け総括すること。
- ③ 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反することを理解する。
- ④ 児童生徒がいじめの問題について、正面から向き合う「道徳教育」を充実させる。
- ⑤ いじめが安易に「解消」とされ、対応がなされない現状を受け、「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
 - ◆ いじめに係る行為が止んでいること（止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月間を目安）継続していること）
 - ◆ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ⑥ 保護者及び地域に対する周知、協力を得る。
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒への対応を行う。

4 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、道徳教育推進教師、各学年主任、養護教諭とし、必要に応じて関係する教職員や専門家（スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー等）を加える。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」は随時開催する。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。
- (4) 「いじめ防止対策委員会」では、学校基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・いじめの事案への対処を行う。
 - ア いじめを許さない環境づくり
 - イ いじめの相談・通報の窓口の設置
 - ウ いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の整理と収集した記録の確認
 - エ いじめアンケート調査等の実施と分析
 - オ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - カ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判断及び事実関係を明確にするための調査
 - キ 生徒への指導・支援体制と対処の方針の決定、保護者・地域（学校運営協議会等）との連携
 - ク いじめを防止するための対策の年間計画（特別活動及び「よりよい人間関係育成プログラム」等の計画）の作成・実行・検証・修正、いじめについての校内研修（いじめの早期発見チェックリスト及びいじめへの対処チェックリスト【京都府教育委員会】等の活用）の計画や企画
 - ケ 学校基本方針の見直しと組織の機能点検
 - コ スクールサポーター、児童相談所等などの関係機関、専門機関との連携・相談
 - サ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

5 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して行うことが重要である。いじめは、どの生徒にも起こりうるものであるとともに、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等関係者と一体となって継続的に取組を行う。

(2) いじめの未然防止のための取組

- ア 分かりやすく規律ある授業の推進
 - ・ 綾部市「あい」のある学習の推進
 - ・ 言語活動の充実
 - ・ ベル着の徹底
 - ・ 教室環境の整備
- イ 自己有用感を育む取組の推進
 - ・ 自治活動における学校づくりの推進

- ・ 行事における学級づくりの推進
- ウ 豊かな心を育む取組の推進
 - ・ 道徳教育・人権教育の推進
 - ・ 体験活動・読書活動の推進
 - ・ 情報モラル教育の推進
 - ・ 規範意識、コミュニケーション能力の向上
- エ いじめについて理解を深める取組の推進
- オ いじめの防止等について、生徒の主体的な活動の推進
- カ 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進と情報共有
 - ・ 校内研修の実施
 - ・ 生徒指導交流会（学期中は週1回の実施を基本とする）
- キ P T A等との連携と協働
 - ・ 学年懇談会・地域懇談会の実施

6 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日ごろからの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

ア 情報の集約と共有

- ・ いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」で共有された情報については、各学年担当を通じて全教職員で共有する。
- ・ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

イ 学期毎に全生徒を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査（教育相談期間）を実施

- ・ 質問紙調査とその聞き取り：6月末～7月初め、11月中旬～下旬
- ・ 普段の聞き取り調査：6月末～7月初め、11月中旬～下旬、2月

ウ 相談体制の整備と周知

- ・ 年3回教育相談週間を実施
- ・ スクールカウンセラーと情報を共有する。
- ・ 校内相談窓口を設置し、生徒及び保護者に周知する。

7 いじめに対する取組

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- イ いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やか

に「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。

ウ 「いじめ防止対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、綾部市教育委員会に報告する。

エ いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。

オ いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。

カ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。

キ いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(3) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。

イ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

ウ 情報モラル教育を推進する。

エ ネットいじめに関係した生徒が他校の生徒である場合、支援や適切な指導・助言を学校相互で連携協力して行う。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態が発生した場合は、直ちに綾部市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）、京都府及び綾部市におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

(2) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

(3) 調査結果を綾部市教育委員会に報告する。

(4) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

9 関係機関との連携

(1) 家庭・地域との連携の推進

ア 綾部市立何北中学校PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組（研修会の実施等）を推進する。

イ いじめの防上等に関する学校基本方針や取組をホームページ等で発信する。

(2) 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。